

○松下議長 通告7番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会は平和行政について、大池公園の整備、公共施設の考え方と投票所についての3点について質問を行います。いずれも住民が安心して生活し希望の持てる市政づくりを進めさせるための質問です。市当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、平和行政から質問をいたします。

第二次大戦から戦後69年が過ぎました。しかし、世界では紛争が今も起きています。シリアでの紛争を初め核兵器は何万発も存在し、核兵器廃絶は世界平和にとっても大きな問題となっています。岩出市においても平和とは何かを探求し、平和行政を進める必要が求められていると考えます。

この間、岩出市では、平和市長会議にも加盟をしてきました。昨年8月には平和市長会議から名称が平和首長会議というふうに変更されてきていますが、岩出市としても手を取り合って平和行政を進めたいものです。

平和首長会議規約にはこう書かれています。1945年8月、人類史上最初の核兵器が広島と長崎へ投下され、言語に絶する大惨禍を現出させ、多くの被爆者が今なお肉体的、精神的、社会的な苦悩を強いられているにもかかわらず、核兵器は依然として廃絶されず、全人類の生存が脅かされている。広島、長崎の悲劇が再び地球上で繰り返されることなく、市民が安全かつ文化的な生活を営める環境を確保し、世界の恒久平和の実現に寄与するために、世界の都市と都市が国境を越え、思想、信条の違いを乗り越えて連帯し、核兵器の廃絶に向けて努力することを誓うものである。我々は、広島、長崎両市が提唱した都市連帯推進計画の趣旨に賛同し、さらに1985年8月に第1回が開催された世界平和連帯都市市長会議を恒久的なものとするため、ここに平和首長会議という機構を設ける、こう書かれています。

私は、まず1点目として、岩出市が平和首長会議への加盟後において、平和行政への取り組みはどう変わったと認識をしているのか、まずお聞きをしたいと思うんです。また、岩出市においては今後、平和行政のアピールをどのように進めるのでしょうか。

2点目として、全国各地では、平和祭りや平和コンサート、平和の集いなどの開催がされてきています。例えば、西宮市での平和のつどいは、平和のとうとさ、大切さについて啓発する機会として毎年開催され、一昨年ですが23年度は、ゴスペル

シンガーという方を講師に迎えて、ご自身の体験をもとに平和のつくり方についての話のほかに、まさに、この方の生きる力を伴ったパワーの源であるゴスペルのすてきな歌声を披露していただくなど、各地の自治体では創意工夫を凝らした取り組みなどが行われています。

岩出市でも単発的にコンサートなどはこの間行われてきていますが、平和の集い、平和祭りや平和コンサートなどこのような行事を毎年の継続の慣例行事として、積極的に市民に対して平和を考える機会として取り組むことが必要ではないかとも考えます。市当局の考えをお聞きをしたいと思います。

3点目として、戦後69年が経過し、戦争体験を語れる方も少なくなってきました。戦争に対しては、恐怖や、また、思い出したくないという方もおられると思いますが、戦争によって何の罪もない人が命を落とすことや、戦争が引き起こす悲惨さや悲しみ、戦争は絶対にだめなんだということを語り継いでいくことも求められていると考えます。若い人たち、また、平和の大切さを語りつないでいく戦争体験者による平和の語り部という、こういったような取り組みも必要ではないでしょうか。

4点目として、日本は広島、長崎への原爆投下というアメリカの核兵器によって多くの命が失われました。核兵器の廃絶は、全世界の人たちの望みです。岩出市においても核兵器廃絶のまちとして宣言もされてきています。この宣言にふさわしい取り組みこそ求められています。今後、長期基本計画の後期の計画がつけられていくわけですが、平和行政を進めるという面において、核兵器廃絶のまち宣言をしている岩出市が、長期基本計画においてどのような構想を持って今後作成されていくのか、方向性や取り組み方針をお聞きをしたいと思います。

このことをまず最初にお聞きをしたいと思います。

○松下議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　おはようございます。

増田議員ご質問の1番、平和行政についての1点目と4点目についてをお答えいたします。

平和首長会議は、世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって、世界恒久平和の実現に寄与することを目的としており、平成

26年3月1日現在、世界158カ国、地域5,912都市が加盟しています。日本国内においても市、特別区、町村を含め1,410団体、国内の80.1%の市区町村が加盟している状況であり、本市においても平成23年1月1日に加盟しています。

平和首長会議に加盟したことにより、平和行政の取り組みが、どう変わったと認識しているかということですが、平和行政への取り組みが変わったのではなく、行政として平和行政に対し、より認識が深まったものと考えております。

また、世界恒久平和については、岩出市民を初め世界中の人々が望んでいるところであり、市といたしましては、今後も引き続き、核廃絶宣言の遂行や平和行進での場所提供、協力金及びメッセージの贈呈、原発パネルの展示を行うなど、平和行政に取り組んでまいります。

次に、核兵器廃絶へ長期基本構想はどう取り組む方針なのかについてであります。市では、第2次岩出市長期総合計画を策定し、活力あふれるまち、ふれあいのまちをまちの将来像としてまちづくりに取り組んでいるところであります。議員ご質問の核兵器廃絶についての取り組み方針については、施策として直接的なものはございませんが、基本構想のまちづくりの4つの大綱、住んでよかったと思えるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくり、笑顔あふれるまちづくり、元気で健康なまちづくり、これらの大綱を実現するには、恒久平和なくしてあり得ないものと考えております。

また、核兵器廃絶、戦争放棄、恒久平和、これらは岩出市民だけではなく、人類にとっての大きな命題だと考えております。なお、岩出市においては、平成元年に世界平和と人類の幸福を願い、豊かな暮らしと住みよいまちをつくり、市民の生命と財産を守るため、非核三原則の遵守と地球上の全ての核兵器の廃絶を求めるとして、核兵器廃絶のまちを都市宣言しています。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員ご質問の1番、平和行政についての2点目と3点目についてお答えいたします。

2点目ですが、各地で平和祭りや平和コンサートなど開催されているが、岩出市で恒例行事として取り組んではどうかについてでございます。

本市におきましては、恒久平和を広く市民に周知するため、人権を考える集いを初め、平和への意識の涵養を図る各種事業に取り組んでいるところでございます。平和祭りや平和コンサートなどに限定して開催する考えはございません。

次に、3点目の平和の語り部への取り組みについてでございますが、戦争の悲惨

さ、恒久平和の大切さなど戦争という過ちを将来に受け継いでいくことは、非常に重要なことであると市では考えております。ご質問のように、戦後69年を経過し、戦争体験を語れる方は、全国的に減少していることも事実ですが、市では各種イベントや講演会、学校教育などを通じ、戦争の悲惨さ、恒久平和の大切さを伝えていきたいと考えておりますので、現在のところ平和の語り部の設置については考えてございません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、1回目の答弁をいただきました。

今、私はこういう平和の問題、これを考えていく上では、今、日本の国の中の政治、こういうものもしっかりと見ていく、そういう必要があるというふうに私は今思うんですね。今、日本の政治において平和という面で、まさに地方自治体としても懸念される、そういう事態が起きているのではないのでしょうか。安倍政権が憲法9条、改憲する姿勢を示し、集団的自衛権を行使できる体制を進めようとしてきています。まさに日本が戦争できる国づくりを進められるようにしようとしているのです。自衛隊を戦争に駆り出し、命の危険を生み出し、平和を脅かそうとしています。こんなときだからこそ、平和運動や平和教育を進めなければならないのではないのでしょうか。

子どもたちにもしっかりと戦争の歴史と、戦争の反省の上に立って生まれたのが日本国憲法であること、憲法9条が世界に誇れるものであること、核兵器廃絶は人類みんなの願いであること、なぜ平和が大切なのか、どうすれば平和な世界をつくり出せるのかなど、平和教育の推進が今求められていると思うんです。

先ほど、平和首長会議という点においては、市長のほうからも言及がありましたけれども、この平和首長会議においては核兵器のない世界の実現への取り組みや、また、地球環境破壊、飢饉や貧困、暴力等、まさに人類の共存を脅かす問題の解決、活動強化に向けた執行体制等の強化という世界平和の実現に向けた総合的な行動計画も示されてきています。加盟している自治体として、岩出市としても積極的にこの平和首長会議の行動計画、これを進めていくべきではないのでしょうか。

この計画の中の一つに、重点計画の一つとして、子どもたちを戦争から守る取り組みの構築、こういう面があります。戦争でどのような状況が生まれたのか、核兵器がどんなに恐ろしいものかなどを知ることは大切です。広島での終戦記念式典への参加や原爆ドーム、原爆資料館を初めとした見学ツアーなどを行っている自治体

などもあるわけですがけれども、岩出市としてこうした取り組みについて、岩出市としてはどのように感じているのか。この点を再度お聞きをしたいと思います。

また、原爆パネル展も現在岩出市では市の庁舎や総合体育館、福祉センターなどの3カ所でこの間行われてきていますが、今、この原爆パネルという点なんかにおいても新しいパネルという、写真なんかもこの間出てきています。新しい発見も初めとして、そういう点、岩出市としても、こうした新たなパネル、こういう検討も行ってはどうかと、こういうふうに思うんですが、この点でいかがなのかどうかお聞きをしたいと思います。

そして、きょうも庁舎のパネルを展示されている、そこには子どもたちのそういうものが置かれていたんです。きょうはたまたま、これ雨が降っているからかどうかかわからないんですが、玄関のところには電気がついていました。しかし、ふだんあの場所は点灯されていないんですね。電気ついていないんですね。ですから、きょうもあそこ展示されていたんですけれども、見ておられる方もちよくちよく見るんですけれども、非常に見にくいと、見えづらいような状況になっています。また、パネル展なんかをやっているときも、ふだんあそこは電気が消されているような状況です。これはやっぱりしっかりと、きょうのようにやっぱり市民の皆さんにもしっかりと見てもらえるような、そういう状況をやはり私はつくるべきだと思います。子どもたちの作品や、ああいうパネル展なんかをやっているときは、ぜひとも電気を点灯していただきたいなというふうに思います。この点についてお聞きをしたいと思うんです。

それと、先ほど長期基本計画という部分ともあわせて、市長からもお答えいただきましたんですが、長計の中では直接的なものは岩出市としては考えていないんだということなんですが、岩出市として直接的なものはないんだということなんでしょうけれども、岩出市としては間接的、直接的という、そういうお言葉が使われたので、間接的な部分というのはどういうことを指しているのか、そして、市は直接的なものはないというのだけれども、今、直接的なことは考えていないけれども、将来は直接的に目に見えるというのですか、そういうような形を考えておられるのか、この点、将来的な点について、直接的なものについても将来は考えておられるのか、この点を再度お聞きをしたいと思います。

○松下議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　増田議員の再質問、学校における平和学習の取り組みについてという

ことでお答えいたします。

学校における平和学習につきましては、小学校では、国語科で原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さをテーマにした文学作品を取り扱うほか、6年社会科では、歴史学習の中で、第一次世界大戦から第二次世界大戦について学習しています。また、総合的な学習の時間では、戦争や平和をテーマとした調べ学習なども実施しております。中学校でも同様に、社会科の歴史的分野や公民的分野、国語科、総合的な学習の時間等を通じて学習しています。また、岩出中学校では、夏休みの登校時に全校で戦争や平和に関する映画を観賞するなど、平和について考える日を設けております。

このような学習を通して、子どもたちには戦争の悲惨さが理解され、恒久平和を希求する精神が育まれていくことになると考えております。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の平和首長会議の件でございます。どうしていくのかということであります。

平和首長会に伴いまして、市の行事について、先ほど市長が答弁した内容でございますが、一人一人が平和で安全な環境のもとで幸せな生活を営めるよう、世界各国の都市と力を合わせて核兵器のない平和な世界の実現に向けて取り組むこと、これは重要であるということは認識しておりますので、市といたしましても、そのことを十分踏まえて、今後、先ほどから申し上げた事業を継続して実施してまいりたいと思います。

それから、パネルの更新写真なども新しく出ているので、更新してはどうかの件についてでございますけれども、現在、市で保有しているパネルについても、枚数かなり確保しておりますので、展示に当たっては、その枚数を毎年重ならないように展示を計画しているところでありますので、現在のところ更新の考えはございません。

それから、玄関前の電気、これは通告外でございますけれども、市民サービスに影響を及ぼさない範囲内で対応してまいりたいと思います。

○松下議長 公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の長期基本構想への取り組みについての再質問にお答えいたします。

直接的とか間接的とかというお話がございましたけれども、我が国では、非核三原則というのが国是ということになってございます。そういう前提におきまして、

長期総合計画というのは、計画期間を定めた中でのまちづくり方針を示すものでございますので、国是があるという前提において計画期間がある計画の中で、特に、課題化をして取り組むべきものとは考えておりません。これは、恒久的に取り組むべき課題であると考えております。

○松下議長 再々質問を願います。

○増田議員 先ほどの再質問の中で、教育長がお答えいただいたんですが、私は広島で行われている周年記念式典とか原爆ドームとか原爆資料館、こういうの見学しているツアーなんかも計画している自治体も数多くあるんだと、そういう点について、岩出市としてこういうことを行っている自治体の取り組みなんかについての感想、岩出市としてはどのようにこのような行事を見ているのかという点をお聞きしたんですが、全くそういう観点でのお答えがなかったので、改めて、こういう資料館なんかの見学ツアーなんかの部分なんかをどう岩出市としては見ておられるのかという点、これを改めてお聞きをしたいと思うんです。

それと、原爆という点を考えていく中で、きのうも若干お話が出たと思うんですが、「はだしのゲン」という本があると思います。この点について、岩出市においてもこの「はだしのゲン」、これは図書館を初めとして小学校なんかにも配備をされてきているわけなんです、こういう原爆という点を考えていく中で、教育委員会として、また、教育長として、この「はだしのゲン」という、こういう本に対してどのような見解を持っておられるのか、この点をお聞きをしたいと思うんです。

それと長期基本計画と、長計の中で市当局のほうからは説明があったんですが、教育委員会部局として、この長期基本計画の中に、教育委員会としてどのような考え方、また、方針を持ってこの計画に臨んでいこうとされているのか。長計との関係で教育委員会としての思いというのですか、そういうのはどのようなものを持っておられるのか、また、どのように対応していくのか、この点、再度お聞きをしたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 長計の中で教育委員会としてどういう考えかというご質問ですが、けれども、長期総合計画というのは市として策定するものでございます。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 増田議員の再々質問にお答えします。

まず1点目の学校教育における広島等への平和教育ツアーについて、確かに議員がご指摘するように、戦後69年が経過して戦争の悲惨さなどの記憶が風化されていくというのは心配してございますが、実際の戦争の体験とか、そういう現地へ訪れるということは大切なこととは考えておりますけれども、学校教育においては、やっぱり教える教員がみずから戦争や平和について学び、きちんとした認識とか知識を持って、日々の学習活動や学校生活を通して子どもたちに戦争や平和の大切さということを学ばせることは、大切な教育活動であるというふうに考えてございます。

そして、その教育旅行等につきましては、これは学校の自主的な判断によるものでありまして、学校が自主的に計画するということについては、何ら問題はないものと考えてございます。

次に、「はだしのゲン」についてでございますけれども、漫画家の中沢啓治さんがみずからの被爆体験をもとに描いた「はだしのゲン」については、連載が開始されてから42年以上が経過し、現在でも読み継がれていると、また、海外でも翻訳されているというふうなことを考えてみたら、作品としては、一定の評価が得られた作品ではないかなというふうには考えてございます。

○松下議長　これで増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を願います。

○増田議員　次に、大池公園について質問を行います。

大池公園は、和歌山県の補助事業としてつくられて、地域の憩いの場として設置がされてきています。私は、この大池公園については、以前も質問をさせていただいたんですが、そのときには公園内にまかれているというのですか、砂利なんかトラックを初めとした周りなんかのところにもあって、やっぱり砂利という面では改善が必要じゃないかということで質問なんかもさせていただきました。しかし、その当時には、執行部のほうからは何ら改善する必要はないと考えているんだという答弁がされてきました。ところがことしですね、今年度26年度予算において、この大池公園の砂利の部分については改善をする必要がある、こういうことで予算も計上されて、土の入れかえということも行われるようになりました。この点については、市民の方がより快適に利用できるようになり喜ばれることになると思います。

1点目として、大池公園をより多くの近隣住民の人に利用してもらうためには、今回のこの砂利の改善だけではなく、総合的な改善というものも考えていってはどうかというふうにも思います。例えば、交通公園やいわで御殿なんかにあるような



藤棚というようなものなんかも設置を行って、より涼みやすいような環境をつくってはどうかと。また、設置されているベンチにおいても、現在はベンチだけで屋根というそういう部分なんかないという状況です。そして、ベンチ前についても当然ベンチから駆けおりていくということもありますので、土も削れてきているというような状況です。ベンチ周りについては、日よけの設置なんかも含めた新たな整備を行ってはどうかというふうに私は思うんです。

さぎのせ公園なんかと比較するのは一概にできませんが、さぎのせ公園では、全市民を対象につくられた駐車場や遊具の設置などがされている、こうした、さぎのせ公園とは違って、大池公園自体が近隣住民に利用していただきたいという公園の位置づけがされてきています。しかし、先ほども言いましたように、現状を見る限り、より近隣住民の方が利用していただく上では、先ほど述べたようなベンチに日よけがない現状の改善など求められているんじゃないかと考えます。この点で、市のお考えをお聞きをしたいと思うんです。

もう一点は、大池へのごみの流れ込み対策です。

小田井用水路からのごみ流入については、前回のときに、今後ごみの問題については、市としても頭の痛い問題なんだと、引き続いて検討していく検討課題として対策も考えていきたいということも答弁をされてきていますけれども、その後、市として、よい妙案というのも見つかったんでしょうか。

現在は、フロート式でごみの流れ込みというものを防止している状況ですが、水がふえたとき、増水時にはこのフロートの上を飛び越して大池にごみが流れ込んでしまう状況になっています。清掃なんかも本当に大変な状況になりますし、市として、このごみに流れ込み対策という点については、この間どのようなことが協議がされてきて、いい案なんかが見つかったのかどうか、この点をお聞きをしたいと思っています。

○松下議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長　増田議員ご質問の2番目、大池公園の整備、改善をの1点目、大池公園を多くの近隣住民に利用してもらうためにも砂利の改善だけでなく総合的な改善が必要ではないかについてお答えいたします。

水栖大池公園の改善については、市政懇談会等で意見要望を受け、平成26年度においてトイレの屋根のふきかえ、園路と隣接自治会とのすき間のコンクリート張り等の改良工事を計画しているところであります。

ご指摘の藤棚などの日よけやベンチ周辺の整備、駐輪場の設置などは検討の余地を残すこととし、近隣の地域住民の皆様方の意見を聞きながら管理のしやすい公園となるよう努めてまいりたいと考えています。

次に、２点目、大池のごみの流れ込み対策については、検討課題として対策を考えたいとしてきたが、ごみの流れ込み対策はどこまで改善の議論ができたのかについてお答えいたします。

水栖大池へごみが流れ込むのは、豪雨時、小田井用水路からの洪水流入が原因であると認識しています。平常時には、ごみとりネットにおいて対応しておりますが、洪水時には機能しないことから、現地の状況も踏まえ検討した結果、ごみの流れ込み対策については小田井用水路の排水対策が必要であると考えております。

なお、小田井用水路の排水対策については、国営総合農地防災事業により実施されることで、水栖大池への洪水量が抑えられ、流れ込むごみ対策にもつながると考えています。

国営総合農地防災事業が実施されるまでの間は、引き続き、ごみとりネットで対応しつつ、地域ボランティアの支援も得ながら清掃活動に取り組んでまいります。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁いただきました。答弁の中でも言われたんですが、市に届けられているこういう意見なんかは、私はぜひともさらに参考にさせていただいて、改善に努めてほしいと思います。

１点、お聞きしたいのは、今年度、土の入れかえという点が行われるんですが、きょうもこのような天気の状態の中で、雨が降ったときに土の入れかえという点で排水対策面というのが前回よりも、ただ単に土の入れかえだけをするという点だったら、前回と同じような形でぬかるんでしまうというのですか、そういう可能性が出てくるのではないかというふうにも私は思うんです。そういう点では、新たに、こういう排水対策面、あそこの池そのもの自身が角度というのですか、県事務所なんかにも行かせていただいて公園の形態なんかも含めて、公園自体の地面そのものがちょっとやや傾斜はつけているんだということなんかもお聞きをしてくれているんですが、そういう前と同じような形のぬかるみなんかにならないような形で、新たな排水対策なんかも含めた、そういう工事なんかも市としては考えておられるのか、その点だけ、１点だけちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

土の入れかえの件ですけれども、施工に関しては、水のたまらないように施工するというのが公園に限らず土木の工事においては、当然考えて施工することだと考えています。

それと、それ以外に排水機能のついたような、排水設備とか排水対策というのは、現在のところこの公園では考えておりません。

○松下議長 これで増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 3番目の質問をさせていただきます。3点目は、公共施設の考え方と投票所についてを質問したいと思います。ただ、通告に出している3番目なのですが、この点については、削除させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

今回、この質問については、人口増加、これが進む岩出市としてどう住民の利便性を図っていくのかというのが問われている問題だと考えています。公共施設については、災害対策面でも関係してくる問題でもあるからです。まず、この問題を取り上げた理由は、岩出市の公民館施設の考え方とも密接に関係している点があるからです。

岩出市では、新たな公民館の設置やコミュニティ施設の建設は、必要ないとした考えを一貫してこの間、表明をしてきています。この点では、住民への思いやりや利便性向上への視点が欠けていると言わざるを得ないと思うのです。現在、西国分の住民は2月末時点で1,176世帯、2,722人と、市の統計の数値となっています。ミニ開発が進み集会所を持たない団地が大半であるという状況です。このような状況を踏まえて質問をするものです。

まず1点目として、西国分地域の投票所という点では、公民館的施設がない中で、東公園プールに設置されていたプレハブ施設が平成5年に廃止がされて、市として、その投票所対応に困っていたときに、皆楽園のご好意により皆楽園の施設を投票所として一時的に利用させていただく、こういう条件で投票所の対応が進められてきました。皆楽園での投票所は、一時的対応であり、投票所となる施設の検討を市は考えていきたいと説明がされてきていたものです。しかし、この間、選挙があるときに投票場所を変えると住民が混乱する、好ましくないという理由で投票所の問題

は棚上げにされ、公的施設の建設も同時に棚上げされてきているというのが現在の状況ではありませんか。このままでよいとは思っていないと思うわけですが、皆樂園でない場所で投票ができるようにするために、どう対応していくのかお聞きをしたいと思うんです

2点目として、東公園敷地内のプール施設管理場所で、投票所対応ができない状況となってきた中で、公園内の施設改善で対応はできないのか。できないのであれば、コミュニティ施設など新たな公的施設を建設して対応を考える以外に、対策はないのではないのでしょうか。施設の用地確保なども必要だと考えますが、市として、どうお感じなのかお聞きをしたいと思います。

もう一点は、投票所、市内全体を見渡して、投票所をふやす必要があるのではないかという点です。

今度、さぎのせ公園にできた管理棟というものは、投票所として活用がされて、今後は、今の19カ所から20カ所が投票所となりますが、市内の地図に投票所の場所をつけて、市内全体を見渡してみますと、空白地域、これが見えてきます。私も市内の地図に現在の投票場所、これをつけてみたんですが、地域によって、岩出市の中でも見えてくるものがやっぱりあると感じています。特に、金屋、曾屋、畑毛地域、また岡田地域などを初めとして、そのほかの地域なんかもあるわけなんです、投票所という面においては、地域に本当にアンバランスな状況も生まれてきていると感じます。以前、堀口の交通公園にも投票所が置かれていましたが、なぜ、そのところに置かれていたのかもわかる気がするんです。

このアンバランスな点を選挙管理委員会はどう見ているんでしょうか。曾屋の方なんかの年配者の方の声としては、「福祉センターまで歩いていくんは、ほんまに遠いわ」「車もないしバスで行くのも本当にちゅうちょするんや」と、「もう少し近いところに投票所あったらほんまにいいんやけどな」という声も本当に聞くことがあるんです。

投票率の向上という部分を進めていく上でも、また、市民の利便性という点を、市内全体の皆さんの利便性を考えていくという点でも、このような地域のアンバランスの解消、これをしていく必要があるのではないかと私は思っています。今後、新たな投票場所の検討も含めて、新たな対応が必要ではないかというふうに思います。当局のお考えについてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○松下議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長　それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目として、西国分周辺での投票所の公的施設の検討はどこまで進んだのかなと、こういう問題ですけれども、私も3年たつんですけれども、その件について、基本的な投票所は、公的施設を利用するという大前提に基づいてやってきたわけですね。先ほども議員さんが説明のとおり、回答も同じような回答になるわけですが、まず、駐車場の問題が前回の議会でも話しましたですね。混雑して投票所に大概クレームが出たというようなところから、当初は、私も聞いたんですが、プレハブでやっていたと。相当経費もかかるんですね。そして時間的なロスとか。

たまたま近くに皆楽園というような施設が、こちらからお願いしたというようなこと。それで、当初は長年皆楽園を投票所として、住民にそれから以後、長く定着していること、それからまた入所者ですね、入っている人、体の不自由な方、そういうことの利便性も考えて今日に至っているわけですね。そこら、ご理解いただきたいと思います。

その改善方法として、西国分の地区で、適当な投票所があるのであれば、もうこれはいろいろ委員会で議論していきたいと、また、していくべきだと思います。けれども、選挙管理委員会のほうから投票所ないので公的施設をつくってくれというのは、これは論外、私としては論外だと思います。あくまでも施設があって、それをお借りするんです。

そういうことのほうで、私で3年目になるわけですけど、そこらは委員の中でも統一している考え方でございます。

次に、第4点目の新たな投票場所の検討も必要ではないかということですが、まず、平成26年度4月から供用開始が予定されているさぎのせ公園管理棟につきましては、議員のおっしゃるとおり投票所として活用したいと考えております。けれども、これは、現在の中島地区の一部の投票所として、中島会館のその投票所を管理棟のほうへ移すという考えでございまして、19カ所の投票所を20カ所にふやすつもりは、現在のところ考えておりません。

議員さんの質問では、20カ所の投票所で、現在19カ所であります。だからさぎのせ公園ができたからと、そこで投票所をふやして20カ所にするという考え方はございません。あくまでも変更です。中島会館からの変更です。それをご理解いただきたいと思います。

遠いからとか、あるいはいろいろ理由があろうかと思うんですけど、投票率の間

題の関連性も言われておりますけれども、投票所、それは多ければ多いほどいいんですね。これは誰でも近くにあるという。全国的に投票所の数の推移、これを見ますと減少傾向です。なるほど宅地開発が進まれていろいろな不便、利不便、いろいろ出てこようと思うんです。やはり、経費の問題、そういうものを比べてみますと、あながち投票所をふやすばかりではないと。これは、国の1つの基準、1つの投票所の中で大体選挙人が3,000人程度、距離にして直線で3キロ、これを基準にして運営しているところがございます。だから、あながち投票所をふやすというのもベターではないという考えに立っております。

だから、先ほど議員さんがおっしゃったように、今、中島地区の会館の投票所もあれはあれで置いておいて、今度はこっちはこっちでふやすという考え方はございません。

以上でございます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員ご質問の3番の2点目、東公園敷地内にコミュニティ施設を建設して、東公園プール施設管理と合わせた対応を考えてはどうかについてお答えをいたします。

東公園は、公園としての機能を生かすことが重要であると考えておりますので、コミュニティ施設の建設の考えはございません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 1点、総務の関係でお聞きをするんですが、今、選挙管理委員長のほうからも西国分関係のところについては、投票所問題については、非常に困っているんだと、選挙管理委員会としても投票場所の問題として非常に困っていると、施設そのもの自身がない中で選管としての対応に苦慮しているんだという点がお話しされました。私はこういう点からも見ても、総務として、しっかりとこの選管だけの問題だけじゃなしに、地域住民のやっぱり利便性も含めてコミュニティ施設、公民館なりコミュニティ施設、これを必要だという認識に私はなぜ立たないのかなというふうに思うんです。

そういう点では、現実には、今後も今の状況だとすると、皆楽園さんに今後もずっと今の現状だとすれば、未来永劫ですよ、皆楽園さんで投票所という部分については、お願いするということふうになるとやっぱり思うんですね。そういう点では、実際には市としては、あくまでもその当時から、あくまでもこれは一時的な対応なん

ですということをずっと言い続けてきながら、この間、20年、ずっと過ぎてきて、そして何も対応できないというのは、私はいかがなものかなというふうに思うんです。

そういう点では、あの地域にそういう公的施設そのもの自身を、市は、それじゃ要らないというふうにお考えなのか、実際には、投票所の面から見ても、今、皆楽園さんにご不便かけているという部分なんかも改善していくという方向で、公的施設の建設自体、今後も必要ないという対応なのか、いや、そうじゃないんやと、あそこにはやっぱり地域の人たちのためにも公民館的要素を持った施設というのが必要なんだという考えを持っているのか、この点、お聞きを再度したいと思うんです。

それと地域間のアンバランスという点で、再度、お聞きをしたいと思うんです。

先ほど選管の委員長さんもおっしゃられていたんですが、一概に投票所をふやせばふやすほど投票率が上がるというものでは、これはないというのは私も思うんです。しかし、少なくとも今の岩出市の状況から改善が求められていると考えるんです。一番のこの間の直近の選挙というのは、昨年の市議会議員選挙でした。投票率は全体で47.99%、岡田集会所は29.86%、皆楽園30.02%、山崎公民館33.12%、福祉センター34.8%、岩出中央公民館32.04%、先ほど中島会館を動かすんだと言っていましたけれども、中島会館28.49%などとなっています。中島会館は、一番低い投票率です。

今、投票所の区割りというものはどうなっているのかというのは、番地でしかわかりません。現在、当局においても区割りの地図、これが作成されていませんので、その投票所ごとの区割りというのは私もわかりませんし、選管の委員長さんも多分これはご存じないと思うんですね。つくられていませんからね。実際には区割りというのも非常に難しいと思うんです。しかし、先ほどの投票率も含めて、期日前投票をされている方もあるんで、単純には言い切れないんですが、少なくとも投票所への利便性の関係ということも、投票率の低下に影響していると私は考えるべきではないのでしょうか。この投票率向上という点においても、その投票所の空白地域という視点で、私は投票所の設置というものをやはりこれはしっかりと考えていく必要があるというふうに思うんです。

その点で、まず1点目は、区割りの地図そのもの自身ですね、議論をしていく、実際には、今度私はその中島会館というものを含めて20カ所になるというふうに私は思っていたんですが、その区域そのもの自身が実際にはどのようなになっているのかという、この区割りの地図、これはまず、いつの時点でできるのかという点をお

聞きをしたいと思うんです。今年度、知事選挙との関係もありますので、その辺は市としても急いでいるんだろうとは思いますが、この点、しっかりとした区割りがどうなっているのかということがわかる地図自体はいつごろできるものなのかという点が1つです。

もう一点は、先ほども委員長さんがおっしゃられたですけれども、中島会館というところから、さぎのせ公園に投票場所を移すんだということですね。当然、以前よりもさらに地域住民にすれば、距離そのもの自身も遠くなるということも想定されるんですが、そういう点では、その中島会館という、その投票所を廃止して、さぎのせ公園に持っていく、その最大の理由としては、どのようなことで、そういう対応をとられるというふうに考えておられるのか、この点を再度お聞きしたいと思うんです。

それと委員長さん自身に、今の市全体を見回した中で空白地域が実際にあるというふうに委員長さん自身がお感じなのか、その点、その空白地域という点をどのように捉えられておられるのか、この点を3点ちょっとお聞きしたいと思います。

○松下議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

公的な施設をつくる考えはないのかということでございます。公共施設につきましては、市内ではコミュニティセンターであるとか公民館等、種々ございます。この趣旨については住民福祉の向上を図るなどの目的のために、地域コミュニティ、これを活動を醸成する、そういう場と考えております。そういうことで市内に配置している現状であります。

先ほどから選挙管理委員長のほうで答弁がありますように、既存の施設を利用するというのが基本方針になっています。市のほうといたしましては、選挙投票所のための施設整備は考えてございません。

○松下議長　選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長　では、お答えいたします。

中島会館から今回変更するという最大の理由は、交通の便なんです。私も投票所を19カ所回らせていただきまして、本当に現在の中島会館に入っていく入り口はそうでもないんですけれども、向こうに行ったときに、非常にやっぱり交通の便が悪いと。今回の場合はもう本当にすがすがしい投票所ではないのかなと、こういうことで、投票率につきましても、同じ議員さんご指摘のとおり、毎回中島地区の投票



所の投票率が私たちの議題に上がります。何とかいい方法がないものだろうかというようなことで、委員会のほうでもいろいろ検討中でございます。今回は、最大の理由が交通であろうと、今回も低ければ、また、別の理由があらうかと思います。けれども、今回の場合は、こういう最大の理由を改善したと、こういうことにご報告申し上げたいと思います。

それから、投票率の問題につきましては、議員さんがご指摘されるまでもなく、選挙管理委員会の中で十分中身の吟味をしております。前回、私がここでお答えさせていただいたとおり、人口がどんどん増加して、若い者がふえてきたと。若い者の選挙離れということも考えられると。それから転出、転入が他府県や他都市に比べて非常に多いと。だから、きずな、近所とのきずな、1年で3,000人かわれば、2年で6,000人、3年で9,000人の人が入れかわってしまいますので、今の友達があすではもうかわられているという、岩出のまちが余り知られていないという側面が出てくるんじゃないのかということを、前回のほうで私は説明させていただきました。

今回も危機感を覚えまして、先般の区長・自治会長会の中で、現状を訴えるチラシを総務部長のほうから入れさせていただいたと思います。これも公表するということは非常に選挙管理委員会でも話しました。地区別の地区が入ってきますから、私たちの地域が投票率が低いというようなことが出てきますと、いろいろ地域格差の中で問題が出てくるのではないのかなと。

こういう心配もしましたけれども、英断を持って、まず最初、インターネットのほうでも出てきておりますし、苦情めいたものもありませんので、前回の区長会議の中で、区長さんがどう判断されているのかわかりませんが、自分の住んでいるまちの投票率がこれが低いのかなと、検討していただければということで、施策としては1つ打ちました。

それから、2点目になりますけれども、これも選挙管理委員会のほうでいろいろ議論したわけですが、二十歳代の人の投票率、あるいは若者の選挙の意識の問題、これがありまして、立会人ですね、期日前投票だとか、それを二十歳代に募集をかけておりますけれども、お願いしますということで。広報のほうもいろいろと募集もかけておりますけれども、せっかく立会人で来てくれたんだから、感想文ぐらいは書いて広報でお願いできかなと、こういうようなことで、今、鋭意検討しております。簡単なアンケート、簡単な、選挙って一体どんなことよとわかってもらえただけでもいいんじゃないのかなと、2つ目は施策として考えております。

それから、3つ目、前回の雑誌等でいろいろ見ているわけですが、選挙っていうのは、一般国民から見ますと、国民の義務だという考え方が34.5%、それから選挙というのは国民の権利やというようなことが34.3%、それはもう理解できません。そうすると、それだけで60%ですね。あと何なのよとなりますと、選挙に行く行かないは若者の権利やということで書かれておりました。ここですな。若者の権利が妙なところに権利が行っているわけです。それを何とかしなければ。ただ、先ほど議員さんも言ったようになるほど投票所は利便性、利便性ばかりではないと、私が訴えたいのは、ここなんです。もう既に若い者は選挙に行かない理由、今までそれはいろいろありますが、理由は書かれております。けれども、行く行かんは若者の特権やと。妙なところに先入が出てきているように感じます。

それで、投票率を上げるためにはどうしたいのということになりますと、いろいろ議論の中に、究極的には社会教育ではないのかなと言います。私たち生徒会やっていたとき、いろいろな問題があって、皆、そのときには選挙したわけですが、今はもう学校でも生徒会というのはもう空論化してしまって、やっているような状態もお聞きしますけれども、まず、手を打ったのは、和歌山県の選挙管理委員会と岩出の選挙管理委員会が合同で岩出小学校で小学校6年生に対して、投票箱と実物と選挙の投票場所とこしらえて、一度、出前授業をしたところでございます。進んだ他府県では、それは中学校、高等学校に広げているわけです。若い者から選挙という意識をやっぱり教えていかなければならない、民主主義の根幹であるんだというようなことを私たちは考えています。

けれども、今、議員さんがおっしゃるとおり、空白地帯があるかないかと、これはもう現在地図をつくりますと、もうはっきり歴然としています。曾屋地区が公的施設が今、投票所があったやつをなくしたんだから、あの中には空白がある。ちょっと地図的に見てみますと、確かに前任の方が非常に苦労されて、少しでも地域住民のために、ちょっとでも近いところへというような苦労されて、隣近所、いびつなことがあるようにも私も感じておりますけれども、これを1ついらうと、10何年間やっていることがごろっと変わってしまう、これも私も考えているところでもございますし、いずれにしても永遠のテーマでございますので、9月ぐらいまでに何とかしたいなとは思っていますけれども、これとて知事さんの選挙ですか、それぐらいまで何とかしたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、お答えいただいて、選挙管理委員会としても非常に頭が痛いという問題だというふうに、委員長さんのお話を聞いていて思うんですね。そういう点から考えると、先ほど総務部長のほうから答弁された点については、私は選挙委員会としても、選挙委員会の立場としたら、何とか改善してほしい、これ改善してもらわなったら、選挙委員会のメンツが立たんやないかというぐらい、総務に対して施設面で改善を求める、こういうことをされてはいかがなんでしょうか。

先ほど一番最初的时候にも、委員長さん自身が、こういうような新たな公的施設はしていくべきだというふうに考えているんやということを、一番最初にも明確に言われました。それに対して、選挙施設のための施設は考えない、これ選挙管理委員会の立場ないんじゃないですか。

そういう点では、私はしっかりとそういう部分なんかも選挙委員会の立場として行政にしっかりと物を言っていく、そういうことが私は必要ではないかなというふうに思うんです。その点、市も私はしっかりと応えていくべきだというふうに思っていますので、その点、選挙委員会の思いと、総務部長との思いという部分では、大きな隔たりがあるので、その点については、しっかりと私は話し合っていたいただきたいというふうに思うところがあるんです。

この点、1点お聞きをしたいのと、皆楽園の問題なんです。皆楽園さんとの問題では、今の総務部長のお話では、未来永劫、皆楽園を使っていくということが前提になっていますわね。市として一番最初的时候に、あくまでも、この皆楽園の方の施設をお借りするのは、一時的な措置なんですという点で言ってきたというのは、皆楽園さんの側からしたら約束違反やないんかというふうにとられないんかなというふうに私は思うんですね。

そういう点では、皆楽園さんと将来的にもこれからずっと投票所として利用というのですか、そういう点については新たなお話とか、そういう点では対皆楽園さんの中での協定というのですか、覚書というのですか、そういう部分なんかも市としてはどのようにされているのか、今後も皆楽園さんとの協力というのをやっていくということなんかについては、新たに皆楽園さんとはどのようなお話がされているのか。その点だけ、この2点だけちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

増田議員の質疑内容については、投票所のための施設整備は考えていないと、私、申し上げました。選挙管理委員長のほうは非常に苦労しているということに対しての答弁であります。

選挙管理委員長は、投票所につきましては、公共、既存の公共施設、集会所、これを中心に設定しているという答弁でございます。新たに新しい施設ができたなら、そこを投票所として適当であるかどうかを、委員会で検討するという趣旨かと思えます。

それからまた、投票所をふやすことによって、必ず投票率が上がるかどうかということについても、いろいろな議論があるということが、先ほど委員長のお考えの中でもおっしゃられていました。そこで、増田議員が、未来永劫、皆楽園を投票所とするのかどうかということにつきましては、市の方としては委員会の判断を待つというところなんですけれども、公共の施設というのは、先ほど私答弁させていただいたように、住民の皆さんが自由に使っていて、住民福祉の向上、あるいは地域のコミュニティ活動、これを図るためにつくった場です。コミセンであるとか公民館とか、いろいろな施設がございます。それを市内で配置しているところがございますので、現在の施設で利用していただくということです。

だから、公共施設については選挙のために、選挙をするためにこの施設をつくるというのは、本末転倒かと思えます。住民福祉のための公共の施設、それを施設を、あとは選挙で使うか、その他の目的で使うか、それぞれ設置の趣旨、目的があると思えますけれども、それは選挙管理委員会のほうで投票所として利用するかどうかの問題であると、このように考えております。

○松下議長 選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 今、議員さんにちょっと選挙管理委員会が声大きいんで、総務部へ言えという話ですけど、これは本末転倒ではないのかなと。これは、議員さん、どうですかね。それは私のほうではあくまでも行政一部分の独立した委員会であったとしても、場所ないからつくれと、これは、やっぱり声高らかに言うべきではないと、また、私の口からも言えません。これは、あくまで公的な公共施設があって、そこで投票するのであって、そこらをきちっとわかっていただきたい。はじめだけはつけさせていただきたいと思っています。

以上です。

○松下議長 行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 増田委員の再々質問にお答えいたします。

まず、選挙投票所につきましては、先ほどから委員長のほうからも申し上げたとおり、投票所として適当な公共施設などが設置されたときなどに検討してまいります。また、皆樂園につきましては、覚書というものを交わしてはございません。選挙の都度お借りするということをお願いに上がっているところでございます。

また、投票所につきましても、次々と、ころころと変わるようでは、また投票される方の誤解、または間違いを招きかねないということもございますので、あくまでも今後も検討はしてまいります。

○松下議長　これで増田浩二議員の３番目の質問を終わります。

以上で増田浩二議員の一般質問を終わります。